

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成26年6月20日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 沼田和利君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 13番 田中道治君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

## 平成26年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成26年6月20日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4. 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6. 議案第38号 牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第 7. 議案第39号 牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第40号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第41号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第42号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第43号 牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第44号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13. 議案第45号 物品購入契約の締結について
- 日程第14. 意見書案第2号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について
- 日程第15. 意見書案第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第16. 意見書案第4号 教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出について
- 日程第17. 請願第 2号 ひたち野地域の中学校新設に関する請願
- 日程第18. 請願第 3号 特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集团的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願
- 日程第19. 請願第 4号 牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願
- 日程第20. 決議案第1号 うしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の出資の取り止めを求める決議について

日程第 2 1. 閉会中の事務調査の件

追加日程第 1. 決議案第 2 号 牛久市商工会への市補助金増額を求める決議について

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第44号に対する修正案の2件が提出されました。

次に、決議案第1号の1件が追加されましたので、ご報告いたします。

次に、請願第2号の請願者数について、追加提出がありましたので、配付資料のとおりご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第33号ないし日程第13、議案第45号の13件、日程第14、意見書案2号ないし日程第16、意見書案第4号の3件、日程第17、請願第2号ないし日程第19、請願第4号の3件を一括議題といたします。



議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

議案第38号 牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例について

議案第39号 牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議案第40号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第42号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第45号 物品購入契約の締結について

意見書案第2号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について

意見書案第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について

意見書案第4号 教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出について

請願第2号 ひたち野地域の中学校新設に関する請願

請願第 3 号 特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願

請願第 4 号 牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願

○議長（山越 守君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成 26 年 6 月 20 日

牛久市議会議長 山 越 守 殿

総務常任委員会

委員長 小松崎 伸

#### 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 33 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第 34 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第 38 号	牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例について	原案可決
議案第 39 号	牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 42 号	牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 43 号	牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 44 号	平成 26 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

意見書案 第 2 号	労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について	否 決
請願第 3 号	特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集团的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願	不 採 択

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成26年6月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第33号は牛久市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、固定資産税において課税標準の特例措置の創設、耐震改修に伴う減額措置の創設及び引用条項の整理を行うもので、専決処分の承認を求めるものであります。

審査に当たり、委員からは、固定資産税の課税標準の特例措置の周知について、牛久で耐震改修に伴う減額措置で対象となるものがあるかについて質疑がなされました、

市執行部からは、特に課税標準の特例措置の周知予定はなく、大規模な耐震改修については、牛久市での該当はないとの答弁がありました。

議案第34号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、引用条項の整理を行うもので、専決処分の承認を求めるものであります。

議案第35号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第6号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

歳入の主なものとして、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金の減額計上、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方交付税は、交付額の確定並びに追加交付に伴う増額計上であります。

議案第38号は、牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。



審査に当たり、委員からは、対象となる職員数、予算措置等についての質疑がなされ、市執行部からは、現在は想定されている職員はいないが、準備を整えておくための条例制定であり、予算措置は行っていないとの答弁がありました。また、休業期間が3年を超える場合の想定、身分、過去の事例についての質疑がなされ、3年を超える者については、休業制度は使えないが、3年間の休業期間については100分の50以下で勤務したとみなす復職時調整を行い、復職する場合の身分は不利益のないよう対応する。海外転勤に伴って退職した過去の事例は該当がないとの答弁がありました。

議案第39号は、牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成24年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、本条例の中で規定されている引用条項の整理を行うものであります。

議案第42号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、茨城県市町村総合事務組合の条例に規定している非常勤消防団員の公務災害補償等について、本条例にも規定することにより、根拠をより明確にするため改正するものであります。

審査に当たり、委員からは、公務災害補償の中には火災現場で消防団員でない者が消火活動に携わって負傷した場合も対象となるか質疑がなされました。

市執行部からは、この条例の適用は消防団員だけであり、一般市民が消火活動に携わってけがをした場合は、ボランティア保険、市民活動保険等があるので、後日確認するとの答弁がありました。

議案第43号は、牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で定める消防団員の退職報償金支給額が増額されたことに伴い改正するものであります。

審査に当たり、委員からは、昨年度の退団者数、本年度末における退団者数の見込み、費用弁償の改正等について質疑がなされました。

市執行部からは、昨年度の退団者が19名、本年度末の退団予定者はまだ確定しておらず、費用弁償の改正予定はないとの答弁がありました。

議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、歳入の主なものとして、国庫支出金は社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の電子計算費は社会保障・税番号制度対応等による電算システム改修委託費の計上、諸費は防犯灯LED導入に伴う調査委託費の計上であります。

審査に当たり、委員からは、マイナンバー制度のセキュリティーの問題、取り扱う職員について、個人番号カード、損害賠償、市の法的責任について質疑がなされました。

市執行部からは、職員はそれぞれの業務のみを取り扱い、同じ業務をしている非常勤職員も取り扱うこととなる、希望者に発行される個人番号カードには顔写真が載り、券面が改ざんされても4情報がICチップの中に格納されICチップの中身を変えることはできない、使用する回線は閉じられた限られた回線の中で使用され、暗号化して情報のやりとりを行う、マイナンバー制度については法定受託事務ということで市が行う事務になり、損害賠償、市の責任についてはこれから国から示される内容と考えているとの答弁がありました。

また、カードに入る4情報について、運用や安全性を監視するための第三者機関設置の進みぐあいはいかがでしょうか、個人番号の民間での使用について質疑がなされました。

市執行部からは、個人番号カードには、個人番号、4情報として住所、氏名、性別、生年月日と顔写真が入ります。第三者機関の設置については、国の機関で特定個人情報保護委員会が設置され、市の業務で使用したい案件等についてしきい値評価を行い、評価して決めていく、大規模な個人情報の取り扱いについては国民から意見を求めたり、公表したりして情報の取り扱いを確保する形になる。

民間の利用については、法律施行後、3年をめどに状況を見ながら検討を加えて今後導入されるので、現時点では把握していないとの答弁がありました。

意見書案第2号、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出についてであります。

本件は、不当な解雇として解雇の金銭解決制度、限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・イグゼンプションの導入などは行うべきではないこと、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と、処遇改善に向けた法改正を行うべきことなどを求めるものであります。

委員からは、政府に対して求めている3項目は妥当である、労働者の言い分を不安定にする限定正社員等、労働者を守らない制度の改善を求めることは賛成であるとの意見がありました。また、これから慎重に議論を進めていくべきもの、現在国会で審議中のものもあり、全てを否定することは反対であるとの意見がありました。

請願第3号、特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願であります。

本件は、国民の強い反対を押し切って強行採決した特定秘密保護法の撤廃と集団的自衛権行

使を容認する解釈改憲を行わないことを求めるものであります。

委員からは、異なる2つの請願項目となっており、集団的自衛権行使容認する解釈改憲を行わないことについて一部採択すべきとする動議が提出されました。また、国民の知る権利を縛る、表現の自由を奪うという特定秘密保護法、集団的自衛権について同時に出すべきであり、賛成であるとの意見がありました。また、特定秘密保護法は、既に国で決定したものであり、集団的自衛権は同盟国に支援する範囲を定めることで必要であり、請願に対して反対であるとの意見がありました。

以上、10件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第44号は賛成多数により、議案第33号ないし議案第35号、議案第38号、議案第39号、議案第42号、議案第43号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、意見書案第2号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号につきましては、一部採択の動議が提出され、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。原案の採決につきましては、賛成少数により不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

平成26年6月20日

牛久市議会議長 山越 守 殿

教育民生常任委員会

委員長 市川 圭 一

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
-------	----	-------

議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第 36 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第 40 号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 41 号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 44 号	平成 26 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第 3 号	保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 4 号	教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出について	否決
請願第 2 号	ひたち野地域の中学校新設に関する請願	採択

〔教育民生常任委員長市川圭一君登壇〕

○教育民生常任委員長（市川圭一君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成 26 年 6 月 13 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 6 月 17 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 35 号は、平成 25 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

歳出の主なものとして、民生費は国民健康保険事業特別会計繰出金の増額計上であり、繰越明許費補正は牛久第三中学校体育館耐震補強事業について繰越限度額の変更をするものであります。

議案第 36 号は、平成 25 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

歳入の主なものとして、国庫補助金は普通調整交付金の増額計上、療養給付費交付金は退職被保険者等療養給付費交付金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、保険給付費の決算見込みに伴う一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び特定健診委託料の増額計上並びに退職被保険者等療養給付費の減額計上であります。

審査に当たり、委員からは、特定審査の受診率について質疑があり、市執行部からは、平成 25 年度については未受診者対策やはがきを送った結果、受診率が 42.1%となっており、

1万5,713人のうち7,100人以上が受診をされたとの答弁がありました。

議案第40号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市が独自に中学3年生まで拡大している医療福祉費の支給対象者について、茨城県が本年10月1日から支給対象者を通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで拡大することに伴い改正するものであります。

議案第41号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者における軽減措置について改正するものであります。

審査に当たり、委員からは、納税者の負担増、7割軽減について、限度額まで達した世帯数について質疑がありました。

市執行部からは、現在、軽減措置は7割、5割、2割となっており、今回の改正では40歳代の夫婦で子供が1人、収入は夫の給与収入だけの例で5割軽減の対象となる場合は、給与収入で現行の147万円から178万円に拡大され、2割軽減の場合は223万円以下から266万円までに拡大されます。今回の改正は、限度額を引き上げて軽減措置を受けられる対象を拡大することで、低・中所得者層に配慮した改正であります。限度額まで達した世帯は、医療給付分については270世帯は変わらず、後期高齢者支援分は310世帯が245世帯に減り、介護納付金分についても65世帯から47世帯に減り、合計すると647世帯から564世帯に減るものと見込んでいるとの答弁がありました。

議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、歳入の主なものとして、県支出金の民生費県補助金は、生活保護システム改修に伴う就労自立支援給付金システム改修事業補助金の計上及び茨城県において医療福祉費支給制度を拡充することに伴う医療費補助金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費は、茨城県において本年10月から医療福祉費支給制度の対象年齢を引き上げることに伴い、予算の組み替えを行うものであります。教育費の学校建設費は、牛久第三中学校体育館等の耐震補強工事に伴う雨漏り等への対応工事費等の増額計上、学校給食費は牛久小学校において自校式炊飯を実施することに伴う工事費及び給食備品等の計上であります。

審査に当たり、委員からは、就労自立支援給付金システム改修事業補助金について、生活保護を受けていた人が支援の開始時期の前に自立した場合の取り扱いについて、この制度によってどのぐらいの人数を見込んでいるか、周知の方法について質疑がありました。

市執行部からは、支援の開始時期が平成26年7月からとなり、それ以前に自立した方につ

いては対象外となる。自立可能な人数は現在就労認定を行っている20名が対象人数であり、周知の方法については生活保護受給者に対して制度説明をするとの答弁がありました。

また、下根中学校の校舎を大規模改造し増築する事業では、増築の計画、実施時期、教室数、予算について質疑がありました。

市執行部からは、下根中学校は、現在普通教室が20教室で、早ければ平成28年、遅くても平成29年には教室が不足すると見込んでいる。これについては、増築で対応することで基本設計を進めている。予算は約7億円を見込んでいる。今の推計では、平成28年度の4月、もしくは平成29年度の4月には完成しなければならないということで、補助対象となるよう進めているとの答弁がありました。

また、今回、ひたち野地区の中学校新設に関する請願が採択された場合はどのように考えるか質疑があり、市執行部からは、現時点においては増築を進めていく方針です。市全体としてどうするべきか議論して決めていくべきだとの答弁がありました。

意見書案第3号は、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてであります。

本件は、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者、国民が安心して保険でよりよい歯科医療を受けられる措置を講じるよう、強く求めるものであります。

審査に当たり、委員からは、歯と健康、寿命というのは連動しており、介護保険の中にも口腔ケアをとということも明記され、歯科医療を安価で誰でも受診できることは大事であるとの意見がありました。

意見書案第4号は、教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出についてであります。

本件は、昨年、中央教育審議会から教育委員会を首長の付属機関化する内容の答申が提出され、教育委員会制度は民主的・自主的かつ専門的な権限と機能を持つべきであり、教育委員会制度の改悪をやめるよう強く求めるものです。

審査に当たり、委員からは、教育長の任命は首長に一任するということになると、首長の人格、考え方が教育に反映されていくという大変危険な状況に今後なっていく可能性があり、意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

請願第2号、ひたち野地域の中学校新設に関する請願についてであります。

本件は、ひたち野地域の住民増に対応した同地域への中学校の新設を速やかに推進することを求める請願であり、請願者を参考人として委員会出席を求め、審査いたしました。

審査に当たり、委員からは、牛久市の教育日本一というのが問われる重大な事態であり、請願に賛成であるとの意見がありました。また、中学校新設に当たっても、下根中学校の増築方

法においても、これから議論を深めていかなければならない。子供たちを守る点からも、もっと議会でも議論をしていくべきで、慎重に考えるべきとの意見がありました。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第41号、議案第44号は、賛成多数により、議案第35号、議案第36号、議案第40号は、全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第3号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決し、意見書案第4号については、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

以上で審査報告等を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成26年6月20日

牛久市議会議長 山越 守 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野政子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第37号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第44号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第45号	物品購入契約の締結について	原案可決
請願第4号	牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願	採 択

---

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長（尾野政子君） それでは、産業建設常任委員会委員長審査報告を行います。

平成26年6月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第35号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、繰越明許費補正は市道を改築整備する事業について年度内に事業の完了ができないことから地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰り越しするため設定するものであり、牛久駅東口駅前広場改修事業については繰り越し限度額の変更をするものであります。

議案第35号の審査に当たり、委員からは、牛久駅東口駅前広場改修事業について、繰越限度額が変更されているが、工事内容の変更によるものかとの質疑がなされました。

市執行部からは、繰越限度額の変更は消費税率の改正等に伴うものであり、工事内容に変更は生じていないとの答弁がありました。

議案第37号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）でありまして、繰越明許費について補正するものであり、繰越明許費補正は霞ヶ浦常南流域下水道建設事業が繰り越しとなったことに伴い、同負担金を地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰り越しするため設定するものであります。

議案第44号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、県支出金の農林水産業費県補助金は大雪による農業施設被害に対する被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金の計上であります。

歳出の主なものとして、農林水産業費は、本年2月の大雪により農業用施設に被害を受けた農業者を対象とした施設の復旧及び撤去に要する経費に対する支援補助金の計上であります。

議案第44号の審査に当たり、委員からは、大雪により農業用施設に被害を受けた農家の件数、雪害により倒壊したビニールハウスの棟数、撤去後に再建されるビニールハウスの棟数について質疑がなされました。

市執行部からは、補正予算計上時点の被害を受けた農家の件数は27件、撤去されたビニールハウスが77棟、そのうち再建されたのが73棟でしたが、現時点では農家の件数が39件、撤去が103棟、再建が98棟となっているとの答弁がありました。また、撤去作業は、農家



が個別に業者へ委託するのか、それとも農協等の農業者団体が一括で請け負うのかとの質疑に対し、市執行部からは、農家が個別に業者へ委託して撤去作業を行い、それに対して補助金が支払われるとの答弁がありました。

議案第45号は、物品購入契約の締結についてでありまして、昨年6月に国の認定を受けたバイオマス産業都市構想に基づく補助金を活用し、木質ペレット製造プラントを購入するものであります。

議案第45号の審査に当たり、委員からは、ペレット製造施設の稼働までのスケジュールとペレット燃焼後の灰に含まれる放射能について質疑がなされました。

市執行部からは、7月に建屋の基礎、鉄骨工事に入る予定であり、10月の完成を見込んでいる。当議案が議会の承認を得られれば、木質ペレット製造プラントも建屋の建設と並行して行う予定であり、10月中旬に試運転、その後ペレットの製造開始を予定している。また、灰に含まれる放射能については、まきストーブの灰と同じ8,000ベクレルを基準と考え、ペレットの灰についても測定する予定であるとの答弁がありました。

委員から、ペレットの原材料として建築廃材を使用することであるが、建築廃材に接着剤が使われた集成材が混入している場合の仕分け方法についての質疑に対し、市執行部からは、ペレット製造に使用されるのは、はりや柱等の無垢材に限られており、集成材はペレット製造には使用できないため、仕分け方法については解体業者と協議をしていく考えであるとの答弁がありました。

また、ペレット製造施設の稼働日数、施設のメンテナンスについての質疑に対し、市執行部からは、1日8時間の稼働で800キログラムを製造し、1年間では270日の稼働で216トンの製造を予定している。破碎機は、刃が欠けたときは刃を研いだり交換したりするが、オーバーホールについては1年に1回程度と考えているとの答弁がありました。

委員から、ペレットストーブの導入による二酸化炭素の削減目標についての質疑や1日800キログラムものペレットを製造するための原材料が調達可能なのかとの質疑に対し、市執行部からは、分庁舎北側等に設置しているペレットストーブ2台、まきストーブ1台の稼働により、1カ月間で1,179トンの二酸化炭素の削減につながっており、仮に100台のペレットストーブを導入すれば、一冬で約100トンもの二酸化炭素の削減になる。また、原材料の調達については、クリーンセンターに持ち込まれる年間234トンの剪定枝を用いるほか、市内の開発等で伐採されたものに加え、今後は梨などの樹木を剪定した際の剪定枝や近隣市町村との協力体制により原材料を調達することを検討していくとの答弁がありました。

その他委員からは、ペレットストーブ導入計画について全体像が見えないので、今後の計画を議会に示してほしいとの要望に対し、市執行部からはペレットストーブの導入により電気料

金の削減につなげることを含めて議会に説明していきたいと考えているとの答弁がありました。

請願第4号は、牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願であります。

本件は、小規模事業者支援の中核をなす存在としての役割が今後ますます重要性を増してくる商工会が、会員の抱えるさまざまな課題に対して十分な支援体制を確立することができるように、牛久市から牛久市商工会への補助金増額について市議会の決議を求めるものであり、参考人の委員会出席を求め、審査いたしました。

請願第4号の審査に当たり、委員からは、商工会としての機能はもちろんのこと、市の施策を具体化する役割を担っている団体の事業を縮小させる補助金の削減はどうかと考えるとの意見がありました。また、商工会と市の担当部署がお互いに協力し合いながら商工業者のためになる事業を推進すべきであるとの意見もありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第35号、議案第37号、議案第45号はいずれも全会一致により、議案第44号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第4号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いをいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）については、鈴木かずみ君ほか2名から修正の動議（第1号）が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 議案第44号平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議、提案の理由。

1つはマイナンバー制度による基幹システム改修費、2つは下根中学校の校舎増築費を削減

し、財政調整基金に繰り戻すことです。

総務管理費の中で、コンピューターの基幹システム改修費が計上されています。これは、マイナンバー制、つまり旧国民総背番号制度の導入にかかわる経費であります。国からは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、そして国庫補助金がおりてきており、範囲については全ての税金に関する情報のほか、国民年金、国保、後期高齢者、介護保険、健康管理、生活保護、障害者福祉、児童福祉など、市民個人の情報が1つの番号で全て網羅され、国に一括管理されることとなります。これらの個人情報为国が一括管理することは、情報漏えいなどの大問題が発生する可能性があります。

イギリスでは既に廃止し、アメリカ、スウェーデンなどは成り済ましが横行、犯罪の温床になり、見直しが図られている段階です。日本は、国が一括管理のもと、今後の対応については民間への情報提供も懸念され、国民の総財産の掌握、やがては徴兵制導入への道筋もとられかねない背景があると市民の懸念は膨らんでいます。

また、教育費、中学校費、学校建設費の中で下根中学校の校舎増築費が計上されています。今議会にひたち野地域の中学校新設に関する請願が約1,500筆の署名をもって提出されている中で、市としてはあくまでも新設ではなく下根中学校の校舎増築で対応するという答弁が今議会で繰り返されています。

本会議、教育民生常任委員会等で明らかになったことは、執行部は建設費や建設期間については52億、5年かかると答弁しています。しかし、土地確保はタキイ種苗跡地での建設ができ、もっと安く建設の道が開けます。期間についても、設計から建設まで約2カ年あれば可能性があることもわかりました。

下根中学校の校舎増築は、今後何度も繰り返すことにならざるを得ません。ひたち野地域に中学校新設を早急に検討することが住民の切なる願いを受けとめることとなります。経費の面から見ても、妥当な考えであると判断します。

よって、2つの補正額を削除し、財政調整基金に繰り入れることを提案します。

委員各位の御賛同を心よりお願いし、提案の理由とします。

○議長（山越 守君） 以上で、16番鈴木かずみ君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。5番諸橋太一郎君。

〔5番諸橋太一郎君登壇〕

○5番（諸橋太一郎君） 下根中学校の改修の件についてお尋ねをいたします。

28年度に教室の不足が予測されているんですが、仮に新しくひたち野地区に中学校の建設をするとして、間に合わなかった場合、教室不足についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 教育民生常任委員会等でもいろいろ質問をしてみました。

その中で、建設期間だけを考えてみれば、8カ月でもって建設が可能ということもわかりました。当然その前の設計からさまざまなあれがありますので、それを見ても2カ年で完成できるという答弁もいただいております。よろしくお願いします。

○議長（山越 守君） 5番諸橋太郎君。

〔5番諸橋太郎君登壇〕

○5番（諸橋太郎君） 8カ月で建築工事ができる、2カ年あればできるということなんです。過去にほかの自治体等でこのようなタイムスケジュールで学校を建設した例があればちょっとお示しいただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） ただいまの件に関しましては、執行部の答弁であります。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）については、須藤京子君ほか2名から修正の動議（第2号）が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

この修正案、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）に対し、お手元に配付した修正案のとおり、歳入歳出とも615万6,000円を減額し、予算総額を238億1,258万2,000円とするものであります。

具体的には、款10教育費、項3中学校費、目3学校建設費、0101下根中学校の校舎を大規模改造し増築するの13委託料の615万6,000円を減額することに伴い、歳入でも減額するものとなっております。

提案の理由といたしましては、この修正は、ひたち野地区中学校の教育環境を抜本的に改善するため、今議会に1,478名に上る地域の皆さんの署名とともに提出されたひたち野地区

の中学校の建設を求める請願に応えるための一つであります。

公立の小中学校の規模については、学校教育法施行規則で12学級から18学級を中学校の標準規模として適正配置の指針を打ち出しております。

下根中学校は、現在20学級という大規模校と化しております。今後は、さらに、平成34年には31学級以上の過大規模校化が予測され、39年には34学級に達すると予測され、良好な教育環境の確保が困難な状況に陥ると見られています。こうした事態を避けるため、ひたち野地区の中学校の新設を一刻も早く実現するよう求めるものであります。

二、三年後には、下根中学校の教室が不足する事態が起きます。時間に猶予はありません。一刻も早く中学校の新設に着手し、下根中の増築での対応は必要最小限の増築に抑えるべきと考えます。6教室の増築だけで7億円という経費の無駄を省き、国庫補助金を最大限活用して中学校を新設する方向に転換するよう強く求めるものであります。

請願者の言葉にもあるように、市立の公立中学校が劣化すれば、市民は市外か私立中学校に行かざるを得なくなってきました。小中学校は健全な都市形成の基盤をなすものです。子育て・教育日本一を名実ともに実現するためにも、ひたち野地区に速やかに中学校を建設し、人が喜んで移り住むまち牛久を住民とともにつくっていきたいと思います。そのため、今回の下根中学校の増築に関する予算の修正は再度見直しが必要と考え、取り下げを提案するものであります。

最後に、議員各位の御賛同を切にお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山越 守君） 傍聴席に申し上げます。

傍聴者の守るべき規定に議場内の言論に対する拍手等、相づち、発言、してはならないという規定がございます。改めて申し上げます。どうぞ御協力をお願いいたします。

以上で8番須藤京子君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。5番諸橋太郎君。

〔5番諸橋太郎君登壇〕

○5番（諸橋太郎君） 今回の補正予算についてなんですが、教育民生常任委員会のこの中学校大規模改修の実施設計費の予算に対して教育委員の中で賛成をした議員の方がこの修正動議に名前が入っているんですが、その賛否についての整合性についてはどのように考えているのかお尋ねを申し上げます。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） ただいまの質問に答弁いたします。

私が答弁する立場でよいのかどうかというのはちょっとわかりかねますが、その人の気持ち

を代弁する形で述べたいと思います。

それぞれの委員会での採決においても、議員の採決というのは大変重いものがあると思います。しかし、私たちの、何に向かって私たちは言論の府である議会で討論しなければいけないのかということを経みると、その重要性もまた重大だというふうに思っております。それぞれの採決を重んずる、それぞれの立場で考える、それを私たち全体で確認するというところでよろしいのではないかとこのように思います。

○議長（山越 守君） 5番諸橋太郎君。

〔5番諸橋太郎君登壇〕

○5番（諸橋太郎君） 再質問いたします。

それでは、委員会で賛成、本議会で修正動議というのは、整合性の方がとれているというふうにお考えと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、再度のお尋ねですけれども、その質問に対する私が答える立場にございません。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時05分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、請願第2号、第3号、第4号に賛成する討論を行います。

意見書案についても賛成の立場に立っておりますが、いずれも賛同者、提案者となっていることから、ここでの討論は差し控えたいと思います。

請願第2号、ひたち野地域の中学校新設に関する請願については、先ほどの平成26年度補正予算の減額修正の提案理由にも述べさせていただきましたが、ひたち野地区の中学校の教育環境を抜本的に改善するためには、ひたち野地域に中学校を新設することが必要だと思われま

す。学校施設に多大な財源が必要なことは地域住民の方々も理解した上でこの請願は提出されているところであります。しかし、財政面からのみ学校新設を語ってよいものでしょうか。教育は国の根幹に位置づけられるものです。憲法を持ち出すまでもなく、行政は良好な教育環境を提供しなければなりません。ひたち野地域の児童生徒の急増にどう対応するのかは、市が教育をどう捉えているのかという証明でもあります。子育て・教育日本一を名実ともに実現するために、ひたち野地域に速やかに中学校を建設する方向性を示し、準備を進めていくべきと考え、請願に賛成するものであります。

次に、請願第3号、特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願については、今こそ地方議会が声を上げ、安倍政権の暴走を阻止しなければならないと思ひ賛成するものです。昨年暮れの特定秘密保護法の強行採決は、多くの国民、各界の有識者・団体が非常に強い危機感を持ちました。戦後、少しずつ拡大してきた情報公開が一気に戦前に逆戻りしたようです。この法律は、知る権利を制限し、国家の都合でいかようにも情報操作できる素地をつくりました。そして、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認を閣議決定で行おうとしています。日本には、世界に冠たる平和国家としての憲法9条があります。憲法の理念に反する行為を国が行おうという暴挙を国民が許すはずはありません。自衛権と言いつつ、交戦権と同等な行使容認を断じて認めるわけにはいかないのです。よって、請願の趣旨にのっとり、意見書を国に提出すべきと考え、請願に賛成するものであります。

次に、請願第4号、牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願については、こうした請願がいつ出てくるのかと待っていた感があります。商工会補助金は、平成24年度当初予算には通常の補助金が計上されていたにもかかわらず、年度途中で半分に減額され、現在に至っています。かねてより、その影響を危惧していたからにはほかならないからであります。商工会は、地元の商工振興に大きな役割を担っています。牛久市が6月1日付で発行した「牛久市商工会会員及び市民の皆様へ」と題したチラシは、商工会のかねてよりの要望と今回の請願に先立つ形で配布されました。その内容は、「商工会会員1事業所当たりの補助額は、県外他市町村と比べて群を抜いて1番です」などとうたっていますが、請願によれば、市からの補助金額で見ると、県最下位と言われている状態にあるといいます。一部のまやかしにも匹敵するチラシを全戸配布するという状況は、健全な自治体の行うことでしょうか。市は市内事業者への支援を強化する意味で、商工会の体制強化のため補助金を増額すべきと考えます。よって、この請願に賛成する次第であります。

以上、けさのサッカーワールドカップ日本対ギリシャ戦では日本は引き分けとなりましたが、牛久市議会ではこれら請願について鮮やかにゴールを決めて、晴れ晴れとした日本、そして牛

久市にしたいと思いますので、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第41号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

国民健康保険税について、賦課限度額が後期高齢者支援分、介護納付金分がそれぞれ2万円引き上げられ、合計4万円増の81万円になります。限度額引き上げは、境界層付近で国保税を納めている世帯にさらに重い負担を強いるものとなります。

一方で、2014年度から応益負担の所得額の引き上げにより、5割軽減、2割軽減の対象者が拡大し、低所得者に対する国保税の軽減が図られることは評価できますが、7割軽減の判定は33万円以下と据え置きとなりました。

国民健康保険税は、自営業者を中心とする制度として創設されましたが、今では高齢者や非正規労働者、無職者が数多く加入し、最後の受け皿となっております。

しかし、高過ぎる国保税は、加入者の負担能力を超えており、深刻な状況にあるのが実態であります。その最大の原因は、国が国保収入に占める国庫支出金の割合を減らしていることです。国が財政責任を果たすことが一番に求められているのは、言うまでもありません。

さらに、70歳から74歳の医療費窓口負担は、4月以降に70歳になる方から2割に引き上げられ、国はこれまで1割に据え置くための国費を約2,000億円順次削減をします。これでは、必要な医療が抑制される危険は避けられず、結果として医療費の増加をもたらし、高齢者の生活と健康に深刻な打撃を与えます。

厚生労働省自身も、患者負担が1,900億円ふえるだけでなく、2,100億円もの受診抑制が起きることを認めていることから、必要な医療から高齢者を遠ざけることになるのは明らかで、窓口負担の引き上げを撤回するよう国に求めるべきです。

市としても、国保税が誰もが払える水準に引き下げ、安心できる医療制度になるよう、そして市民の命のとりでとしての役割を発揮できるよう、国庫負担金を増額し、制度改善をするよう国に求めることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 請願第4号、牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願に対する賛成討論。

牛久市は、牛久市商工会に対する補助金について、市補助金等適正化委員会の判断により、平成24年度以降、1,354万円から594万円へと大幅な減額を行った。しかるに商工会



に対する各自治体からの補助金について、商工会員1人当たりに換算してみると、牛久市から牛久市商工会への補助金は4,400円であり、県平均の1万4,800円を大幅に下回り、県下で最下位であると認識をしているが、この補助金の減額については、なぜ突然に補助金が減額されたのか、その理由がよくわからないとか、市当局の減額の判断基準に問題はないのかななどの疑問を呈する声があると聞き及んでいる。

ところで、牛久市から牛久市商工会への補助金が大幅に減額された背景を考察すると、過去の政治的な出来事に端を発する意趣返しであると指摘する声が多く聞かれることがある。市補助金等適正化委員会が実施した不適切な事業に使われているということを理由とする減額は、純粋な事務事業として行使されたものではなく、むしろ極めて政治的な判断によるものであったと言わざるを得ない。

したがって、今回の請願は、内容等を含めて至極妥当なものであり、牛久市議会としては、牛久市商工会の請願に対して真摯に応える意味で本請願を採択すべきであると判断する。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番諸橋太一郎君。

〔5番諸橋太一郎君登壇〕

○5番（諸橋太一郎君） 請願第2号、修正案第2号について討論を行います。

ひたち野地域が平成10年まち開き以降、同地域への住民流入が進み、平成22年4月、ひたち野うしく小学校開校を契機に同地域への子育て世代の流入が加速度的に増加することで、中根小学校及びひたち野うしく小学校の児童数が急増している現状を踏まえ、将来の下根中学校における教育環境の悪化を懸念し提出されたものであることは十分理解できますし、1,478名の署名をされた方々の思いというのは、私も十分理解しております。

この請願については、全面的に反対ではありませんが、現在直面しております課題を最優先に対応し、中学校新設についてはさまざまな状況を見据え判断すべきであるということから討論を行います。

ひたち野地域への中学校新設に関する本定例会の一般質問に対して、執行部は、現在、ひたち野地域の人口増加状況と類似した過去の一時期において過大規模校となった市内中学校のケースでは、生徒数925人のピークを迎えた昭和63年度の生徒数が10年を経過した平成10年度には生徒数が561人とピーク時の60%の生徒数に減少し、さらに26年を経過した今年度の生徒数は、ピーク時40%の360人まで減少していると答弁をされました。このことからわかりますように、ピークを過ぎてからの生徒数の減少は抑えようがなく、人口減少社会に突入した日本の出生率の推移などを考慮すると、執行部が示した過去のケースを上回る速さで生徒数が減少することも想定されるところであります。

中学校の新設に当たりましては、将来の生徒数予測を極力正確に推計し、学校規模の大小によるメリット・デメリットや将来像について十分な検討を行った上でその是非を決定すべきものであると考えております。

他の学校施設の改修や市内の公共施設の老朽化対策などに要する莫大な費用を含め、今後の市財政状況を見据えた判断が求められるものであります。市執行部が示した下根中学校の生徒数の推移では、8年後の平成34年度まで現状と同様の大規模校、19から30学級としての分類のとどまると推計を鑑みれば、請願の趣旨は理解しつつも、ひたち野地域への新たな中学校建設については、その結論を急ぐのではなく、下根中学校が1年から2年後に直面する教室数不足の解消策を最優先に対応すべきものと考えております。したがって、下根中学校の増築に関する補正予算の修正は、生徒の教育環境の悪化につながるものであり、補正予算修正案については反対するものであります。

ひたち野地域への中学校新設に当たっては、下根中学校の増築の工法の検討を含め、その是非を議論した後に決定すべきものであり、現時点における請願の採択は時期尚早と判断し、本請願の採択に反対するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 修正案第2号並びに意見書案第2号について賛成討論を行います。

修正案第2号、議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算に対する修正動議に対する賛成討論でございますが、私は賛同者という立場でこの賛成討論を行わせていただきます。

この修正の目的は、ひたち野地区の中学校の教育環境を抜本的に改善するためにひたち野地区の中学校の新設を求めて今議会に住民約1,500名の皆さんが提出された請願に応えるためのものであります。

市長は、一般質問で「薄っぺらな議論だ」というような返答まで述べましたが、このひたち野地区の中学校問題は時間が待ってくれない大変差し迫った問題でございます。下根中学校が既に21学級と文科省例の定める中学校の設置基準12学級以上18学級以下をはるかに上回る大規模校と化し、さらには平成34年には31学級以上の過大規模校となることが予想されております。そして、ピークは平成39年、34学級にまで達すると言われております。ちなみに、ひたち野うしく小学校の増築の際にどの程度人数がふえるかという予測について当時の教育長が申されていた数字、実際にはその数字を約2割近く上回ったというのが現状でございます。ですから、この34学級という数字も実際にこの数字で済むかどうかはわからないというのが実際のところではないかというふうに思います。

そういったさらに劣悪な教育環境に陥ることを避けるために、ひたち野地区の中学校の新設を一刻も早く実現しようとするものが今回の修正案の趣旨であります。この趣旨は、先ほどから出されておりました質問あるいは反対討論の中で、下根中学校の予想される教室不足を放置するものではないかという意見がございましたが、これは全く違うものであります。二、三年後に予想される下根中の教室不足に対し、一刻も早く中学校の新設に着手して、中学校新設で間に合えば下根中の増設ということは無駄になります。しかし、もし間に合わない場合でも、計画中の6教室よりも少なくとも済むことができるならば、少しでも経費を省こう、これが趣旨であります。どちらにしても、6教室の増築だけで7億円という経費、これを少しでも省いて国庫補助金を最大限活用して中学校を新設しよう、市がその方向に一刻も早く転換することを求める、これが趣旨であります。

この間の質疑応答の中では、学級数の問題と1学級の中での生徒数の問題を混乱している傾向があったのではないかというふうに思います。学級数の問題、そして1学級の中の定数、あるいは生徒数の問題、これは両方とも大事なのであります。だからこそ、文科省は過大規模校に対する対策を重視し、国の補助金の対象にもその問題を関連させているのであります。ひたち野うしく小学校の場合は、当時の教育長がまさに学級数の増加の問題を教育の機会均等に反するものと指摘しているのであります。今、タキイ種苗の跡地が生まれたことにより、さらに有利な条件が生まれております。既に大規模化している下根中学校の教育環境がさらに悪化することがないように、一刻も早くひたち野地区に中学校の新設をするために修正案に賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

次に、意見書案第2号、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について賛成討論を行います。

日本の労働者の賃金水準は、周知のとおり、20年以上前の水準を下回っております。日本の経済の成長は、この間、低い水準とはいえ成長しております。このことは何を意味しているのか。すなわち経済成長が、あるいは企業の成長が自動的に労働者の賃金が上昇するということにつながらないということでございます。もちろん賃金水準を上げるために経済あるいは企業が安定的に成長していくということは必要不可欠であります。もう一方で労働者の雇用、労働条件を守るための努力が必要だということでございます。個別の経営者の立場からすれば、自分の企業だけが雇用労働条件をよくすることは、競争力の面から問題になります。だからこそ、国レベルでの法制、あるいは国際レベルでの基準といった問題が今大きな問題になっているのであります。

今、進行している労働法制改悪の試みは、全ての労働者にかかわるものであり、派遣労働者、

非正規労働者、あるいは今まで正規社員と言われていた人たちも、これから限定社員などというふうな言葉も生まれてくるのであります。つまり極めて不安定な雇用環境、劣悪な労働条件に落とし込まれる危険性を多分に含んだものであります。企業だけが利益を上げて、民が貧しければ国は栄えません。

議員各位のこの意見書に対する御賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 再度、傍聴席に申し上げます。拍手はなさらないようお願いをいたします。御協力ください。

次に、原案反対の方の発言を許します。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）の修正案第1号と第2号が出されておりますが、これに対し反対討論を行います。

本定例会に提出された補正予算のうち、下根中学校の校舎を大規模改造し増築するの実施設計の委託料については、下根中学校の増築に伴い、移設が必要となる可能性が高いバスケットボールコート及びテニスコートを現在の中学校に隣接する敷地に移設するための実施設計の委託料であります。

当該補正予算に関する執行部説明では、下根中学校の生徒数は年々増加しており、早ければ平成28年4月、遅くとも平成29年4月には現在の教室数に不足が生じるため、それを解消するための増築工事が必要になるとのことでありました。また、この校舎増築場所については、現在のバスケットコート及びテニスコートが設置されている場所を想定しているため、これらを移転する必要が生じたことから実施設計委託料を補正計上されたものであります。

本定例会には、ひたち野地域への新たな中学校建設の請願が提出されておりますが、仮に新たな中学校建設を行うにしても、建設地の選定、通学区域や学校規模の決定、校舎及び体育館、武道館等、学校施設の配置計画を含む基本計画の実施から基本計画を踏まえた実施設計を経て、校舎建設、校庭、外構工事、体育館、武道館の建設など、開校に至るまでには四、五年の期間を要することが通常であります。この間、ひたち野地区に教室のない生徒を発生させるわけにはいきません。このようなことから、ひたち野地域の生徒数増加対策の方法は別にしまして、下根中学校の増築は規模の大小の議論は必要ではあります、生徒の教育環境を維持する上では必ず実施しなければならないものと考えております。

ひたち野地域の中学校新設に関する請願が出されております。これに賛成し、かつこの修正案には反対であるという議員が出て、それは全く矛盾はないものと考えます。議員の皆様には、教室不足が目前に迫っているという状況を十分に御勘案いただき、牛久市議会議員として責任ある判断をしていただきたく、補正予算修正案第1号、第2号への反対に御賛同いただき

ますようお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、修正案第2号に対する賛成討論をいたします。

教育民生委員において、44号議案の教育民生所管において賛同いたしました。その後の議論の中で下根中の超マンモス校の弊害、そしてまた地域住民の方たちの熱い中学校建設に関する署名等を鑑みまして、この修正案第2号を出すという経緯をたどったわけですが、ひたち野小学校、今皆さんがおっしゃるように、1,478名の署名、そのほかにも皆さん地域の住民の方たちに御意見を伺ってまいりました。本当に皆さんは、「署名はちょっと今回はできなかつたけれども、ひたち野小学校をぜひつくってくれ」というような強い強い要望がありましたので、ぜひ……（「黒木議員、中学校ですよ」の声あり）失礼いたしました。中学校ですね。下根中学校の強い強い要望がありましたので、それを見ることができません。（「ひたち野中学校」の声あり）議員の皆様、どうぞ重箱の隅をほじくるような議論ではなく、市民の声をいかに具現化するかということの前向きに議論するために私たちはぜひ発展的な考えで皆さんの議論をお待ちしたいと思っています。ぜひ議員諸氏には、この修正案第2号に対して、よろしく御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） ひたち野地域の中学校新設に関する請願に対し、反対の立場から討論を行います。

中根小学校及びひたち野うしく小学校の児童数が急増している現状を踏まえ、将来の下根中学校における教育環境を懸念し提出されたものであることは、理解するところではあります。当市では、子育て日本一を掲げ、これまで市内小中学校の校舎や体育館などの耐震工事及び大規模改修工事を優先的に実施することで子供たちの教育環境の向上に努めており、今後においても、その政策判断に変更はないものと考えております。

しかしながら、現在、当市の学校施設以外の公共施設であります保健センター、生涯学習センター、運動公園、体育館、中央図書館、クリーンセンター等々においては、多くの施設が建設から20年以上が経過し、建物本体はもとより施設設備の劣化や老朽化が顕著になっており、その対策については待ったなしの状態であります。その上、2011年3月11日に発生いたしました大地震は、建物本体や設備等に直接的な被害を与えたばかりではなく、想定を上回った地震の大きさは、結果的にそれまでの法令等の基準の見直しにつながりました。新しい基準にのっとった構造への改修や更新にかかる費用は莫大なものになると想像できるところであり

ます。

市執行部からは、ひたち野地域への中学校新設に要する費用は、ひたち野うしく小学校の建設費用を参考に試算した場合、約52億円という巨費が必要とされ、その財源として国が負担する費用が約8億円、残り44億円を市単独費で拠出する必要があるとの説明がございました。生徒数増加に伴う中学校新設については、新設のみを選択するのではなく、増築による対応も選択肢の一つとして検討すべきであり、今後必要不可欠となる全ての公共施設等の改修及び更新事業を含め、限られた予算の中での公平性や効率性を勘案して行うべきと判断するものであります。したがって、十分な議論を行っていない現時点での性急な本請願の採択には反対するものであります。

議員各位の御理解と御賛同を心よりお願い申し上げます。以上で反対討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番沼田和利君。

〔4番沼田和利君登壇〕

○4番（沼田和利君） ただいまから、請願第2号、ひたち野地域の中学校新設に関する請願についての賛成討論を行います。

ひたち野地区における中学校新設に関する件については、一般質問においてこれまで多くの同僚議員が質問を行い、私自身も過去2度一般質問を行いました。

当初、ひたち野地区で中学校建設予定地となっていた場所については、現在民間会社によって買収され、宅地造成工事も完了し、売り出されております。しかし、同地区で中学校を建設するに当たり、用地の確保としてタキイ種苗跡地が面積の確保の面から見ても十分ではないでしょうか。しかも、場所的にもひたち野うしく小学校に隣接する箇所であることから、将来的に小中一貫校も視野に入るのではと考えます。

本市の方針としては、現在、下根中学校の増築で対応するとのことでございますが、下根中学校の生徒の急増によって近隣校の学区の変更も行われ、戸惑った父兄もいるとのこと聞いております。そして、言うまでもありませんが、皆さんも知ってのとおり、学校は生徒にとって勉強するだけのところではなく、地域住民にとってのコミュニティーの場ともなることから、新しくひたち野地区に移り住んだ方々にとって地域の方との人間関係を緊密にするという点でも非常に重要であると考えます。いずれにせよ、今まで一般質問で多くの議員が地域住民の声として牛久市議会で訴えてまいりましたが、執行部の答弁では残念ながらいずれもよい答えが聞けるものではありませんでした。しかし、議会での結果を踏まえての地域住民の行動が署名運動へ発展したことから、市民も立ち上がったの切なる思いをこの請願によって牛久市議会の意思表示を採択という結果で明確にしなければなりません。

以上の理由から、ひたち野地域の中学校新設に関する請願については、賛成の立場からの討

論とし、討論を終わります。議員各位の賢明なる判断と心からの御賛同をお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 修正案第1号及び第2号に対し、反対討論を行います。

下根中学校の生徒数は、年々増加しており、早ければ平成28年4月、遅くても平成29年4月には現在の教室数では不足が生じていきます。生徒の教育環境を整える上でも、下根中学校の増築は必要だと考えます。教室不足が目前に迫っている状況で生徒たちを青空教室で学ばせるわけにはいきません。子供たちを守る点からも、実施設計委託料を削除した補正予算修正案への議員各位の反対に御賛同いただきますようお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番市川圭一君。

〔11番市川圭一君登壇〕

○11番（市川圭一君） 請願第4号、牛久市商工会への市補助金増額について、議会の決議を求める請願に対する賛成討論を行います。

中小規模事業者を取り巻く経営環境を見ますと、市内はもとより隣接自治体へも大規模小売店舗の出店が相次ぐ中で、経営者の高齢化や後継者不足の問題、さらには消費税の増税と厳しさを増す一方となっています。

また、今国会において、地域に根差した小規模事業者の持続的発展を目指した小規模企業振興基本法案が審議され、成立が見込まれております。

これらの状況を見ますと、商工会を初めとする支援機関等と国や地方自治体が一丸となって中小規模事業者の支援に取り組む必要性は、今後ますます大きくなるものと思われれます。もちろん改めて言うまでもなく、補助金は市民からお預かりした税金が充てられており、支出された補助金の使途について、補助の趣旨にのっとり適正に使用されているかを常に点検し、疑問があるときには質し、時に改善を求めるのは当然のことです。

補助金等適正化委員会によって不適切な支出であると指摘された点や反省すべき点があったことは、商工会側も謙虚に受けとめ、襟を正すべきだと思います。

見直しを求める以上、牛久市商工会におかれましても、今後、計画的な商工振興と補助金の使用内容を明確にして適正な執行に努めることが求められるのは言うまでもありません。

市の執行部におかれましては、請願の趣旨を酌んで牛久市商工会に対する補助金の適正化に努めるとともに、小規模事業者の経営環境改善に対し、商工会と一丸となって取り組んでいただくことを求めます。

以上をもちまして、私の今回の請願の採択に当たり賛成討論とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 請願第4号、牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願に対する賛成討論を行います。

商工会への補助金の減額のままでは、商工振興への取り組みに支障が出てくる可能性があると考えます。しかし、補助金は、皆さんも御存じのとおり、市民からお預かりした大事な税金を充てられていることを再度商工会は認識をし、補助金の使用内容を明確にし、適正な運営を行っていただきたいです。

市の執行部におかれましては、牛久市商工会と団結をし、町の活性化、経営環境の改善に全力で取り組んでいただけるよう求めます。

以上で私の賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 意見書案第2号、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書案に対する賛成討論を行います。

安倍内閣は、労働者派遣法、労働契約法、労働基準法など、我が国の労働法制の根幹になっている一連の労働法を軒並み大改悪しようとしています。

労働契約法では、有期雇用で働く労働者が6カ月や1年の雇用契約を繰り返して5年を経過すれば期限の定めのない雇用（正社員）とする規定を10年に延長しようとしています。地域や職務を限定した雇用契約イコール限定正社員制度をつくり、工場や支店を閉鎖したり職務をなくせば解雇できるなど、不安定で低賃金の非正規雇用と変わらない名ばかり正社員制度も検討されています。正社員には、裁量労働制の拡大やホワイトカラー・イグゼンプションによって残業代ゼロの働かせ方を広げようとしています。金で不当解雇を合法化する解雇の金銭解決も狙われています。労働者派遣法改悪案は、こうした労働法制の全面改悪の突破口であり、全ての働く人々たちにとっての大問題です。

請願2項目については、労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本改正し、派遣労働の受け入れを臨時的・一時的業務に限定し、派遣から正社員への道を開くなど、派遣労働者の生活と権利を守り、正社員化を進めることです。これまでも、労働者派遣法は何度も改悪され、低賃金



で不安定な雇用で働く派遣労働者をふやし続けてきました。それでも、派遣労働の常用雇用代替の禁止、派遣受け入れは一時的・臨時的業務に限定という大原則を取り外すことはできませんでした。企業が雇用主としての責任を果たすためには、直接雇用が基本であり、間接雇用は例外的な場合だけというのが戦後の労働法制の根幹であり、世界で確立している原則だからです。労働法制をどうするかは、労働組合だけの問題ではありません。若者が希望を持ってない社会、結婚もできない劣悪な労働条件の広がりにより多くの国民が心を痛めています。非正規雇用は、中高年にも広がり、雇用不安、社会不安を広げています。日本経済と社会のあり方にかかわる重大な問題です。よって、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書を牛久市議会として国に届けることに賛成します。

議員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 請願第3号、特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願に対する賛成討論を行います。

討論に入る前に一言申し上げます。

総務常任委員会の委員長報告で報告されました請願第3号について、一委員から一部採択の動議が出されました。動議の内容としては、特定秘密保護法は既にルールに沿って法律として通っているから不採択にということでございました。しかし、特定秘密保護法は、強行採決により採決されたもので、議会制民主主義を否定するものであります。請願項目の一部採択ではなく、一括採択で採択すべきが請願者の願意と考えます。

それでは、討論に入ります。

昨年12月6日、国民の反対の声が国会を取り巻く中、強行採決された特定秘密保護法は、成立後からも憲法違反の法律であると国民から撤廃を求める意見が相次いでおります。それは、何が秘密か、それさえも秘密という国民の知る権利や表現の自由を奪う憲法で保障された基本的人権を脅かすものだからです。

安倍首相は、「憲法解釈の最高責任者は私だ」など述べ、これまで政府は憲法上、集団的自衛権の行使はできないとしてきた憲法解釈を一内閣の閣議決定で強硬に変更しようとしています。立憲主義を否定するこうした動きは、断じて許されません。

集団的自衛権の行使とは、日本が攻撃をされていないのに、海外でアメリカと一緒に日本の自衛隊が戦争することです。限定であれ、一たび歯どめを外せば、戦争の拡大へと突き進むこ

とになり、戦争のために日本の若者の血を流すこととなります。戦後69年、憲法9条のもとで自衛隊は一人も犠牲者を出さず、一人も外国人を殺しませんでした。その日本が殺し、殺される国へと踏み出していいのでしょうか。さらに、安倍政権は、解釈改憲にとどまらず、改憲手続法、国会への秘密会設置法、国際武器展示会への出展参加など、何が何でも戦争できる国への暴走を加速しております。

さきの大戦の教訓として二度と戦争はしないと世界に誓い国際社会の仲間入りをした日本が今やるべきことは、紛争を武力でなく平和的に解決をする外交努力であると考えます。国民の自由と民主主義が破壊されることを大変な危機感を持ち、意見書提出を求める請願に賛成をいたします。

委員各位の御賛同を心からお願いをいたし、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 今定例会に提案されました請願書に対する賛成討論をいたします。

先ほど同僚議員の中から、ひたち野うしく地域への中学校を求める新設を求める請願に対して賛成をして、修正案に反対は矛盾ではないと言いましたが、これは最たる矛盾であり、増築が進められ、新築が同時に進むのは明らかに矛盾になるものであります。

ひたち野地域に中学校の新設についての賛成討論であります。

ひたち野地域に中学校の新設は、地域住民の切なる願いであります。それは、この地域を永住の地として選んだ一つの理由には、新しい中学校の建設が予想図に明記されていたからであります。しかしながら、市の再三にわたる中学校の建設はしないとのことで、多くの地域住民はだまされたとも思い、半ば諦めていたのが現状と聞いております。このひたち野地域の予想図にあった中学校建設用地は分譲住宅として販売が始まり、その望みは消え去ったかと思われたわけであります。

ところが、ひたち野地域に隣接するタキイ種苗の跡地が公共用地として利用できるようになりました。7年後の購入は、UR用地よりは大幅に安価に購入することができるのではないかと思います。ここに中学校の新設は十分可能であります。議会答弁の中で、教育部長は、建設に5年、費用は約52億円としておりました。ところが、常任委員会の中ではくい打ちを含めて建設にはほぼ8カ月、設計などを含めても2年で完成できるとしておりました。下根中学校の教室不足は、来年度は何とかなるとしておりました。ならば、再来年、28年度、2年後以降開設すれば十分教室不足には間に合うと思うわけであります。

さらに、建設費用についてであります。ひたち野うしく小学校は、市から提供された校舍建設概要によりますと、普通教室、特別教室、校長室などを含め、35の部屋を建設し、体育館、グラウンド整備を除き、約18億円でできるとしておりました。したがって、新しい中学校完成までの5年、また建設費用約52億円というのは、到底信じられるものではありません。

さらに、一般質問でも指摘をしました。中学校1校、小学校2校の設置を含むひたち野中央市街化予想図作成は、当初から市は現地事務所、北部開発事務所を設置し、当時の住宅都市整備公団、さらには権利者の同意のもとでつくられた予想図であるのは明らかであります。それを市とは全く関係ないとの発言は、到底納得できるものではありません。

市が一方的にこの計画を破棄した結果、ひたち野うしく小学校、中根小学校、下根中学校の大規模校化は、市の責任で生み出されたと言わざるを得ないわけであります。まして市民や子供たちに責任は全くありません。

ひたち野地域の住民は中学校建設を強く望んでおります。それは、短期間に1,500名近い署名が集められたことを見てからも象徴されることでもあります。請願趣旨にもあるように、学校には適正規模があり、下根中学校は3から4年後には適正規模をはるかに超える劣悪な教育環境に陥ることが住民間で懸念されています。さらに、小中学校は健全な都市形成の骨格です。小中学校の新設を躊躇するまちには人は集まりません。市は、子育て日本一をうたい、高水準の学校教育が用意されていると種々の機会に広報をしております。しかし、現状がそれを訴える状況にあるかは疑問です。子育て日本一を名実ともに実現するためにも、ひたち野地域への速やかに中学校を建設し、人が喜んで移り住むまち牛久を住民とともにつくっていただきたいと思いと請願趣旨に述べられております。

教育日本一をうたうならば、市民及び教育委員会は、子供たちの目線、そして保護者の目線に立って、市がつくり出したとも言えるこの大規模校の解消のために当初計画どおり中学校建設を進めるべきだと重ねて訴えるものであります。

次に、牛久市商工会への補助金増額を求める決議についての賛成討論です。

これにつきましては、平成24年の第3回定例会の一般質問でも私が取り上げました。また、常任委員会でも質問をしてきましたが、しかしその削減理由は私たち委員に十分納得できるものではありませんでした。この市の一方的な補助金削減の不当性や市と商工会が車の両輪となって牛久市の商工業発展のために尽くすべきだと主張もしてまいりました。さらに、補助金削減は市として商工会を潰すものだと指摘をしてきました。市の商工業発展のためにも、今回商工会から提出をされました請願趣旨にのっとり、補助金は増額すべきと考えます。したがって、議会としてそれを求める決議について賛成をするものであります。

党派を超えた各議員の御賛同を心から訴えまして賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は12時20分といたします。

午後0時11分休憩

---

午後0時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第33号ないし議案第45号の13件、意見書案第2号ないし意見書案第4号の3件、請願第2号ないし請願第4号の3件について、順次採決いたします。

なお、採決に当たりまして、13番田中道治君におかれましては、起立にかえて挙手をもって賛意を表明することを許可いたします。

まず、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、まず本案に対する鈴木かずみ君ほか2名から提出された修正案（第1号）について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、本案に対する須藤京子君ほか2名から提出された修正案（第2号）について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、修正案を除く原案について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。（「いや、それ違うでしょう。修正案が通ったんだから、それは除かなくたって」の声あり）

着席のまま暫時休憩いたします。

午後0時27分休憩

---

午後0時29分開議

○議長（山越 守君） それでは、再開いたします。

次に、修正案を除く原案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、議案第44号は否決されました。（「おかしいんじゃないのか、議長、これそのままでもいいんじゃないの」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時30分休憩

---

午後0時40分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

次に、議案第45号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

次に、意見書案第3号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

次に、意見書案第4号、教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出について、

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

次に、請願第2号、ひたち野地域の中学校新設に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、請願第2号は採択と決しました。

次に、請願第3号、特定秘密保護法の撤廃と解釈改憲による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書を提出する請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

次に、請願第4号、牛久市商工会への市補助金増額について議会の決議を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、請願第4号は採択と決しました。

次に、日程第20、決議案第1号の1件を議題といたします。



日程第20 決議案第1号 うしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の出資の  
取り止めを求める決議について

○議長（山越 守君） 提案者に提出理由の説明を求めます。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 決議案を読み上げまして、提案とさせていただきます。

うしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の出資の取り止めを求める決議（案）

牛久市は、平成26年度当初予算において、うしくグリーンファーム株式会社に対する出資金として5,000万円を計上した。この予算措置は、阿見町内に所在する7.6haの国有地について、来年1月に実施される予定の競売入札に同社が参加して落札するための費用であ



るとしている。

しかしながら、この予算措置を巡り、「何故、阿見町内に所在する土地を購入する必要があるのか?」「設立以来3年が経過したが、いまだに赤字経営下にあるうしくグリーンファームが新たな土地を取得しても、果たしてきちんと管理できるのか?」など、多くの市民から疑問を呈する声が聞かれるのである。

市執行部は、うしくグリーンファーム株式会社の主たる設立目的について、当初から「市内の耕作放棄地の解消」ということを主張していたが、3月定例議会や今定例議会での一般質問等を通じて新たに以下のことが判明した。

すなわち、同社が獲得を目指している国有地は、「当面は農作物を栽培し、長期的には観光農園のようなものを設立したい」などとし、観光農園の設立・運営費用の見通しもないままに、土地だけ先行取得し、事業計画を推し進めようとするものであることが明らかになった。しかも、購入を予定している土地は、20～30年耕作していないため、耕作地にするにも3年もかかるという。全国各地で自治体が関与するテーマパークの破綻などにもある通り、観光農園などが市の莫大な税金を浪費することになりかねない。市民から預かった貴重な税金を、その様な事業用地の購入に使用することは、常識を逸脱しているという意味で、極めて問題である。

従って、牛久市は、うしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の出資はすべきでない。

以上、決議する。

**○議長（山越 守君）** 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山越 守君）** 以上で決議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山越 守君）** 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。10番村松昇平君。

〔10番村松昇平君登壇〕

**○10番（村松昇平君）** それでは、うしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の

出資の取り止めに求める決議について、反対討論を行います。

うしくグリーンファーム株式会社への出資金については、既に3月議会で可決されているものであります。うしくグリーンファームにおいては、平成23年2月に設置され、農業の未経験者だけで始まった会社であり、農業機械に関しても、市が国の補助金を活用し購入したものを使用しております。用途に応じた機械はまだそろっていない状況にあります。それでも、これまでに市内の耕作放棄地を解消しながら、約31ヘクタールの農地で営農しております。耕作放棄地を再生したとはいえ、まだまだ畑としてはよい状態ではないと思われま。先日の一般質問の際に市長がことしから福井大の大学院を出て農業法人での経験がある職員を採用したとの答弁がありました。経験があり、なおかつ知識の豊富な人材が入ることにより、徐々によくなり、本格的な農業はこれからと考えられます。今回の一般競争入札に参加し、土地を取得して計画している農地は、阿見町地内ではありますが、牛久市に隣接する7.6ヘクタールの広大で効率的な農地であり、生産性を向上させることが可能な土地であります。今後のうしくグリーンファームの経営、ひいては牛久市の農業の衰退に歯どめをかけるためにも必要であると考えます。

議員各位の御理解をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第1号について採決いたします。

決議案第1号、うしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の出資の取り止めに求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時05分といたします。

午後0時51分休憩

---

午後1時13分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま小松崎 伸君ほか4名から決議案第2号が提出されました。

これを日程に追加し、ただちに議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

決議案第2号の1件を議題といたします。



追加日程第1 決議案第2号 牛久市商工会への市補助金増額を求める決議について

○議長（山越 守君） 提案者に提出理由の説明を求めます。14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） それでは、決議案第2号、牛久市商工会への市補助金増額を求める決議（案）。

牛久市は、牛久市商工会への補助金について、市補助金等適正化委員会の判断により、平成24年度以降、1,354万円から594万円へと大幅な減額を実施した。

この補助金の大幅な減額の影響は大きく、商工会が会員の抱えるさまざまな問題に対して十分な支援体制が組めない状況に置かれていることから、商工会にとっては、この問題の解決が喫緊の課題であると聞き及んでいる。

ところで、茨城県内の各市町村からの各商工会への補助金について、商工会員一人あたりの換算によると、県平均ではおよそ14,800円であるのに対し、牛久市から牛久市商工会への補助金は4,400円であり、茨城県下では最下位であると認識をしている。

その一方で、長引く不況の影響による経営環境の厳しさを踏まえて、今国会には、地域に根ざした小規模事業者の持続的発展を目指した「小規模企業振興基本法案」の成立が見込まれる等、小規模事業者支援の中核をなす存在として、商工会の役割は今後益々重要性を増して来るものと思われる。

そこで、商工会が会員の抱える様々な課題に対して十分な支援体制を確立することが出来る様に、牛久市は牛久市商工会への現在の補助金594万円に加えて、下記のとおり増額すべきものと判断する。

#### 記

1. 全額削減された情報対策費事業の300万円について見直すこと。
2. 商工会が負担する人件費1,500万円のうち、1/2の750万円を補助対象とすること。

以上、決議する。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決意案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

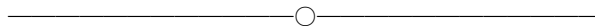
これより、決議案第2号について採決いたします。

決議案第2号、牛久市商工会への市補助金増額を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、

それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成26年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時19分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

副 議 長 市 川 圭 一

署名議員 沼 田 和 利

署名議員 諸 橋 太 一 郎